

5－8市単公下計（委）第1号下水道全体計画  
及び事業計画改定業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和5年（2023年）10月

つくば市

## 1 公募型プロポーザル方式を採用する目的

この要領は、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により5-8市単公下計(委)第1号下水道全体計画及び事業計画改定業務委託(以下「本業務」という。)の事業者を選定する手続について、必要な事項を定める。本業務の実施に当たり、価格のみではなく事業者に係る業務実績やその専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、プロポーザルにより契約の相手方となる候補者を特定するものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

5-8市単公下計(委)第1号下水道全体計画及び事業計画改定業務委託

### (2) 業務内容

別紙、一般仕様書及び特記仕様書のとおり

### (3) 履行期限

契約締結日の翌日から令和9年(2027年)3月24日(水)まで

### (4) 提案(見積)限度額

令和5~8年度

81,598,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

### (5) 担当部局

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市上下水道局下水道工務課

メールアドレス: swr011@city.tsukuba.lg.jp

## 3 参加資格

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。なお、複数の者で構成する場合には、代表者を選定し、申請者は代表者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(4) 契約締結の日までの間に、茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成6年7月14日付け監第692号)、茨城県物品調達等登録業者指名停

- 止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始後又は再生計画認可の決定が確定した後に、つくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りではない。
- (6) 市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による登録で「下水道部門」の登録を受けていること。
- (8) 管理技術者及び照査技術者は次の（ア）～（エ）に掲げる要件、担当技術者は次の（イ）～（エ）に掲げる要件、を全て満たすものを配置すること。
- （ア）技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項の規定による技術士で、同法第32条第1項の規定による「総合技術監理部門/上下水道-下水道」の登録を受けていること。
- （イ）技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項の規定による技術士で、同法第32条第1項の規定による「上下水道部門/下水道」の登録を受けていること。
- （ウ）技術者として、次に掲げる全ての業務の実績があること。
- ①汚水及び雨水を含む下水道全体計画策定又は改定業務
- ②汚水及び雨水を含む下水道事業計画策定又は改定業務
- （エ）3か月以上継続して雇用している者であること。
- (9) 過去5年以内に地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する地方公共団体又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に規定する地方公営企業と元請けとして下水道計画業務の契約を締結し、履行した実績を有していること。（再委託による業務の実施は含まない。）
- (10) 本業務委託において共同企業体で参加する場合は、以下の要件をすべて満たすこと
- （ア）構成員は3者以内とする。
- （イ）代表構成員の出資比率は、構成員のうち最大とする。
- （ウ）構成員の最小出資比率については、構成員の数が2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上とする。
- （エ）構成員は3（1）から（6）の要件をすべて満たすものとする。
- （オ）構成員のいずれかが3（7）から（9）の要件を満たすものとする。
- （カ）構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。また、本プロポーザルに参加しようとする他の

共同企業体との間に資本関係又は人的関係がない者であるものとする。

#### 4 参加表明書の提出

##### (1) 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1）
- (イ) 資格要件に係る申立書（様式2）
- (ウ) 参加表明者（企業）業務実績書（様式3）※最大3枚
- (エ) 業務実施体制調書（様式4）
- (オ) 担当者業務実績調書（様式5）
- (カ) 市税（市町村税・特別区税）、都道府県税（道府県税・都税）、所得税、法人税及び消費税に未納がないことを証明する納税証明書一式
- (キ) 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し

##### (2) 提出部数

正本1部、副本1部の合計2部提出すること。

##### (3) 提出期間

令和5年（2023年）10月3日（火）から10月13日（金）まで  
受付時間は、平日の9時から16時30分までとする。

##### (4) 提出先

つくば市上下水道局下水道工務課

##### (5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること（郵送の場合、書類の到達通知は行わないため、提出者が必要に応じ追跡可能な郵送方法を検討すること）。  
提出期限必着とする。

#### 5 参加表明に関する質疑応答

##### (1) 提出書類

参加表明に係る質問書（様式6）

##### (2) 受付期間

令和5年（2023年）10月3日（火）から10月10日（火）まで  
受付時間は、平日の9時から16時30分までとする。

##### (3) 提出先

つくば市上下水道局下水道工務課

##### (4) 提出方法

質問は、2（5）に記載のメールアドレス宛に電子メールにより提出すること。なお、電話及び直接来所による質問には応じない。

##### (5) 回答

質問に対する回答は、令和5年（2023年）10月12日（木）を目途につくば市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問はまとめて回答する。

## 6 参加表明書の審査及び結果の通知

参加表明書の審査を行い、令和5年(2023年)10月16日(月)に参加表明書審査結果通知書を郵送により発送する。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

(ア) 企画提案書(様式7)

(イ) プレゼンテーション出席者報告書(様式8)

(ウ) 業務工程表(任意様式、A4判1枚)

(エ) 参考見積書(任意様式、A4判1枚)

業務名称及び金額(消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込価格)を記載すること。

### (2) 提出部数

正本1部、副本9部の合計10部提出すること。

### (3) 提出期間

令和5年(2023年)10月16日(月)から11月7日(火)まで

受付時間は、平日の9時から16時30分までとする。なお、受付期間内に企画提案書等の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

### (4) 提出先

つくば市上下水道局下水道工務課

### (5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること(郵送の場合、書類の到達通知は行わないため、提出者が必要に応じ追跡可能な郵送方法を検討すること)。

提出期限必着とする。

## 8 企画提案に関する質疑応答

### (1) 提出書類

企画提案に係る質問書(様式9)

### (2) 受付期間

令和5年(2023年)10月16日(月)から10月20日(金)まで

受付時間は、平日の9時から16時30分までとする。

### (3) 提出先

つくば市上下水道局下水道工務課

### (4) 提出方法

質問は、2(5)に記載のメールアドレス宛に電子メールにより提出すること。なお、電話及び直接来所による質問には応じない。

(5) 回答

質問に対する回答は、令和5年(2023年)10月25日(水)を目途につくば市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問はまとめて回答する。

9 提出書類の記載要領

(1) プロポーザルに係る提出書類の様式

プロポーザルに係る提出書類は、所定の様式に記入の上、提出すること。

(2) 様式の入手方法

様式1から様式7は、市ホームページに掲載する。

(3) 書類作成時の書式等

(ア) 用紙サイズはA4とし、横書きとすること。

(イ) 文字のサイズは11ポイント以上で作成すること。

(ウ) 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。

(エ) 提出書類は全て順に並べファイル等に綴じ、通しのページ数を付すこと。印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

(4) 様式記入上の注意

(ア) 参加表明書(様式1)

提出者の住所、会社名、代表者の氏名及び押印並びに担当者の部署名、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載する。

(イ) 資格要件に係る申立書(様式2)

記載のある要件を全て満たすことを確認し、住所、会社名、代表者名を記入すること

(ウ) 参加表明者(企業)業務実績書(様式3)

平成25年度から公示日までに完了した同種業務又は類似業務(再委託による業務の実施は含まない。)を最大3件まで記入すること。なお、業務実績1件につき、様式1枚を使用するものとする。

業務実績に記載した業務がTECRISに登録されていない場合は、「契約書の写し」等の、事業実施状況がわかる資料を提出すること。

(エ) 業務実施体制調書(様式4)

本業務を担当する全ての者(管理技術者1名、照査技術者1名、担当技術者1名以上)について記入すること。

本業務を担当する全ての者(管理技術者1名、照査技術者1名、担当技術者1名以上)の有資格及び雇用状況を証明するものも添付す

ること。

(オ) 担当者業務実績書（様式5）

管理技術者1名、照査技術者1名、担当技術者1名以上の業務実績をそれぞれ記入すること。

業務実績は、平成25年度以降公示日までに完了した同種業務又は類似業務（再委託による業務の実施は含まない。）を最大3件まで記入すること。

業務実績に記載した業務がTECRISに登録されていない場合は、「契約書の写し」及び「実施体制図」等の、事業実施状況や担当者の業務参加状況がわかる資料を提出すること。

(カ) 参加表明に係る質問書（様式6）

記入欄及び質問書は、質問数に合わせて適宜追加すること。

(キ) 企画提案書（様式7）

業務の実施方針、業務において特に重視する事項、その他業務上の配慮事項等について、仕様書に基づき分かりやすく簡潔に記入すること。

本実施要領及び仕様書において記載された事項以外の内容を含む企画提案書、又はこの書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は無効とする場合があるので注意すること。

以下に示す特定テーマに対する取組方法を具体的に記載すること。

その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、個人名及び本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。なお、記載にあたっては、1テーマ、A4判1枚に記載すること。A4判1枚を超えて記載した場合は、企画提案書を無効とする。

**【特定テーマ1】**：つくば市は全国でもトップ20～30の膨大な下水道ストックを抱えており、今後、一斉に耐用年数を迎えることが予測されることから、改築・更新を見据えて管きょ断面、ポンプ規模を適切に計画する必要がある。

そこで、新技術を活用し、維持管理しやすく持続可能な管路や施設へどうやって転換するのか。

また、厳しい財政状況の中で管路や施設の関連計画と連動させたコスト縮減策をどうするのか。

**【特定テーマ2】**：つくば市では異常気象による大雨により、今まで経験のない量の雨天時浸入水が発生しており、ポンプ

場が能力不足となってしまう。

そこで、新技術を活用した雨天時浸入水発生源対策や補助活用などの財源確保策をどうするのか。

また、制約が多い中での雨天時のバイパス機能や貯留機能向上、ソフト対策をどうするのか。

(ク) プレゼンテーション出席者報告書（様式8）

- プレゼンテーションの出席予定者を記入すること。
- 出席者は3人以内とし、本業務を担当する管理技術者1名、担当技術者1名は必ず出席すること。

(ケ) 業務工程表（任意様式、A4判1枚）

- 業務の工程を把握するため、各業務の始期から終期を示すこと。

(コ) 参考見積書（任意様式、A4判1枚）

- 業務仕様書の業務内容ごとに積算した内訳書を添付すること。

(サ) 企画提案に係る質問書（様式9）

記入欄及び質問書は、質問数に合わせて適宜追加すること。

(5) その他の留意事項

- (ア) 提出書類は、受託候補者の選定以外に使用しないものとする。
- (イ) 書類提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (ウ) 書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (エ) 提出された書類は、返却しない。
- (オ) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (カ) 本プロポーザルに係わる情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）に基づき、提出書類を公開することがある。その場合、当該提案書類等の使用、複製及び公開を無断、無償で行うことができるものとする。

10 審査

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、「5－8市単公下計（委）第1号下水道全体計画及び事業計画改定業務委託選定委員会」を設置し、同選定委員会において企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 第1次審査（書面審査）

参加資格を満たしたものが4者以上となった場合、書面審査により1次審査を行い、2次審査を行う3者を選定する。ただし、同点の提出者が3者を超えて存在する場合はこの限りではない。この場合、1次審査結果を申込



者全員に対して通知し、1次審査不合格と判断された者に対してはその理由を付して通知する。

なお、1次審査不合格と判断された者がその理由について説明を求めることができる期間は、通知日から7日以内とする。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション）

(ア) 企画提案書等による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し選定する。

(イ) プレゼンテーションは、令和5年（2023年）11月13日（月）につくば市役所で実施を予定しているが、詳細は別途通知する。

(ウ) 出席者は3名以内とし、本業務の管理技術者1名、担当技術者1名は必ず出席すること。

(エ) 実施時間は、プレゼンテーション30分とする。

(オ) プレゼンテーションは企画提案書を用いて行うこと。

(カ) プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 審査の基準

プロポーザルの審査基準は別紙のとおりとする。

(5) 審査結果による選定

審査及び評価に基づき、受託候補者及び次点候補者各1者を選定する。

(6) 審査結果の通知

審査結果については、審査を受けた全ての者に対して文書により通知する。

なお、受託候補者に選定されなかった者がその理由について説明を求めることができる期間は、通知日から7日以内とする。

(7) 審査結果の公表等

審査結果については、「つくば市プロポーザル方式による契約相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

11 契約締結までのスケジュール

期間	内容
令和5年10月3日(火)	プロポーザル実施要領の公表
令和5年10月3日(火) ～10月13日(金)	参加表明書の受付
令和5年10月3日(火) ～10月10日(火)	参加表明書に関する質問書受付
令和5年10月12日(木) (予定)	質問への回答 (ホームページで公開)
令和5年10月16日(月)	参加資格審査結果の通知
令和5年10月16日(月)	企画提案書の受付

～11月7日(火)	
令和5年10月16日(月) ～10月20日(金)	企画提案書に関する質問受付
令和5年10月25日(水) (予定)	企画提案書に関する質問への回答(ホームページで公開)
令和5年11月13日(月) (予定)	選定委員会の開催
令和5年11月15日(水) (予定)	審査結果の通知
令和5年11月16日(木) (予定)	ホームページで公表
令和5年11月下旬予定	受託候補者と仕様詳細協議、契約締結

## 12 受託候補者との協議・契約

選定された受託候補者とつくば市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な業務仕様書を作成し、随意契約により業務委託に係る契約を締結する。なお、受託候補者とつくば市との協議が整わない場合又は受託候補者が委託業務を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。

また、受託の辞退等によりつくば市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

## 13 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 提出された価格見積書の見積額が提案限度額を超えている場合
- (4) 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接につくば市職員等と接触をもった場合
- (5) つくば市入札参加指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当した場合

## 14 その他実施上の留意事項

- (1) 参加者が1者のみであった場合においても、審査を行うものとする。
- (2) 参加者が1者のみの場合においても、審査及び評価の結果、受託候補者とならない場合もある。
- (3) 選定された企画提案書の内容は、業務仕様書に適切に反映するものとする。
- (4) 企画提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した業務仕様書の作成の

ために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

- (5) 本プロポーザルに係わる情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）に基づき、提出書類を公開することがある。その場合、当該提案書類等の使用、複製及び公開を無断、無償で行うことができるものとする。

15 問合せ先

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

つくば市上下水道局下水道工務課

電話：029-883-1111（内線：4261）

F A X：029-868-7620

E-mail：swr011@city.tsukuba.lg.jp